

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
①広島県(総務局経営企画チーム) ②株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	広島県内(県内 国有林及び廃校施設を検討)	無人ヘリコプター(ドローン)の実証実験による、技術の高度化や市場拡大、地域が抱える課題の解決 ・ドローン実用化の実証(飛行性能の向上(長距離飛行等)、安全装置の実証(編隊飛行、高高度からの着陸)等) ・公共インフラの老朽化対策、災害発生時の対応(構造物の撮影、撮影画像の解析) ・教育機関の設立(ドローンに関する法律・ルール等の教育、操縦技術の教育と認定) ・機体登録制度の検討(機体登録・検査制度の検討、定期的な機体整備)	本実証実験により、無人ヘリコプター(ドローン)の技術高度化、市場化が進むことが期待されるとともに、地方自治体等が直面する、公共インフラ施設老朽化等の課題への対応にも有益である。 また、教育機関の設立や登録制度の検討は、ドローン運用の技術向上や安全性の確保に資する。	現行認められている送信出力(10mW/MHzまたは3mW/MHz)が低いため、電波の届く範囲・距離が限られ、大規模実証実験の実施は困難である。	無線設備規則第49条の20	電波障害・混線等の生じない範囲で、送信出力を増大する。
					民法第207条に関し、土地所有権は高度300mまで及ぶと考えられる(航空法施行規則174条1号イ)ものの、私有地上のドローンの飛行可能下限高度に関する明確な規定が存在しない。	航空法第81条、航空法施行規則174条1号イ(民法第207条)	実証実験に先立ち、高度に関する必要な規定を設ける。
					地表・水面から高度150m以上(航空路内)ないしは250m以上(航空路外)の空域を航行させる場合、事前に国土交通大臣に対し通報を行う必要があるが、高度250m超えの実証実験(航行)を行う見込みである。	航空法第99条の2、航空法施行規則209条の4	航空機等の飛行に支障がない範囲で、高度に関する高度規制の緩和ないしは手続きの簡素化を行う。
					トンネルや橋梁等の公共物について、ドローンによる老朽化検査を行う場合に、道路法上の使用許可を要するが、インフラ施設の老朽化やドローン技術の実用化・普及に伴い許可申請件数の増大が見込まれる。	道路法第77条	使用許可基準の見直しや申請手続きの簡素化が必要である。